

議事要旨(5) 繰延税金資産の回収可能性に関する指針の見直し

冒頭、小賀坂副委員長より、繰延税金資産の回収可能性に関する指針の見直しについての審議を行う旨が説明され、その後、前田ディレクターより審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ある委員より、次のコメントがあった。
  - （分類 2）及び（分類 3）の要件として提案されている「臨時的な原因により生じたもの」の解釈が明確ではなく、判断基準として実務上機能しないと考えられるため、経常的な利益に基づいて要件を設定することが適切と考える。仮に経常的な利益と課税所得が受取配当金により大きく乖離するのであれば、結論の背景において当該内容を記載すれば足りるのではないか。
  - 「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」が不安定になる状況が考えにくい。課税所得に基づいて要件を設定するならば、安定か不安定かで分類するのではなく、総額として十分な課税所得が期待できるかどうかで分類する必要があるのではないか。ただし、そのような見直しを行うと監査委員会報告第 66 号の例示区分の取扱いから大きく乖離するため望ましくなく、経常的な利益に基づいて要件を設定することがより適切である。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 会計上の利益と課税所得は異なるものであり、受取配当金により両者が大きく乖離する場合があること、要件の設定方法については今回の見直しの中で十分に議論してきたこと、これまでの実務の積み重ねの中で財務諸表作成者と監査人との間で一定の共通認識があることを勘案すると、課税所得に基づいて（分類 2）及び（分類 3）の要件を設定することの理論的な適切さを重視すべきではないか。
- スケジューリング不能な将来減算一時差異の取扱いに関する結論の背景（適用指針案第 67A 項）において、「市場環境、保有目的、処分方針等を勘案する」となっている。この点、スケジューリング不能な将来減算一時差異の回収可能性を一律に認めるような誤解を避ける記載に改善されたため、賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得が不安定」という表現では、実務は機能しないのではないか。一時差異等加減算前課税所得を継続的に獲得するだけの収益力があるかどうかの判断を行うことを意図している趣旨は同じであるため、課税所得と経常的な利益のいずれに基づいて（分類 2）及び（分類 3）の要件

を設定した方が理解が容易か、という視点で決定していただきたい。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 税効果会計に関する会計基準であるため、課税所得を判断基準とすることが理論的であり、課税所得に基づいて（分類 2）及び（分類 3）の要件を設定することが適切である。実務的な運用の問題については結論の背景などで対応できるのではないか。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 監査委員会報告第 66 号では将来の課税所得を見積る状況において経常的な利益が判断基準となっており、理解が難しかった。将来の税金負担額を軽減する効果を判断するうえでは課税所得を判断基準にすることが論理的であり、（分類 2）及び（分類 3）の要件として課税所得が適切と考える。
- 実務において、収益力の傾向を把握するために営業利益や経常利益を勘案することが定着していると考えられるため、「臨時的な原因により生じたものを除いた課税所得」を用いても実務は機能すると考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 「臨時的な原因により生じたもの」という表現は必ずしも内容が明確ではないが、経常的な利益という表現も同程度に明確ではないことから、課税所得を要件として設定することでよいのではないかと考える。受取配当金が多額なことにより経常利益と課税所得が大きく乖離することは一般事業会社でも生じており、課税所得に基づいて分類を判断することがより適切ではないか。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- （分類 2）と（分類 3）の要件を課税所得に基づくものとするべきか、会計上の利益に基づくものとするべきかについては、専門委員会でも両論が聞かれている。
- 会計上の利益に基づいて要件を設定する場合には、監査委員会報告第 66 号で用いられている「ある程度の経常的な利益」が、会計基準の要件として使えるかどうかを検討課題となる。他方、課税所得に基づいて要件を設定する場合には、十分な課税所得を継続的に獲得するだけの収益力があるか否かを判断することを意図しているという趣旨を、より理解可能な文言で表現できるかどうか検討する必要がある。

以 上